



市長発表 6

令和 2 年 6 月 1 5 日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>富士宮市小規模事業者事業継続応援 給付金の受付開始</p>	<p>(担当)</p> <p>産業振興部商工振興課 知財戦略・商業係</p> <p>担当氏名 野毛 裕紀子</p> <p>電話 0544-22-1149</p> <p>内線 2704</p>
<p>セールス ポイント</p>	<p>国が行う持続化給付金を利用できない小規模事業者に対して応援給付金を支給します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>新型コロナウイルスの拡大により、国が行う持続化給付金を利用できない小規模事業者へ上限 10 万円を支給します。</p> <p>(内容)</p> <p>1 支給の対象となる主な要件</p> <ul style="list-style-type: none">① 昨年の 3 月から 6 月と今年と同じ月の売上高を比べ、10%以上 50%未満減少している農林漁業、製造業、飲食業、小売業、家庭教師、ピアノ講師などの個人事業者や法人事業者（常時雇用者がいる場合は 20 人以下）② 個人事業者は、2019 年分の確定申告又は市県民税の申告をしていること 法人事業者は、2019 年分の法人市民税を富士宮市に申告していること③ 国が実施する持続化給付金（月の売上が 50%以上減少）の対象となっていないこと <p>2 受付期間</p> <ul style="list-style-type: none">① 郵送【3つの密を避けるためにできるだけ郵送での提出をお願いします】 令和 2 年 6 月 8 日（月）～ 8 月 7 日（金）（8 月 7 日（金）の消印有効）② 窓口（土・日・祝日は除く） 令和 2 年 6 月 1 0 日（水）～ 8 月 7 日（金）午前 9 時～午後 4 時 3 0 分 富士宮市役所 7 階会議室 <p>(添付資料)</p> <p>「富士宮市小規模事業者事業継続応援給付金の概要」</p>	